

令和8年度 省エネ対策用機器等導入に関する補助事業実施要領
(エアヒータ・車載バッテリー式冷房装置)

東ト協業交発第37号
令和8年5月7日
一般社団法人東京都トラック協会

1. 交付要綱

省エネ対策用機器等導入に関する補助金交付要綱(令和8年5月7日付け東ト協業交第35号)のとおり。

2. 予算

90万円

3. 補助対象機器

東ト協会員事業者が使用する使用の本拠の位置が「東京都内」の事業用貨物自動車に初めて導入(装着)する以下に掲げる別表「対象機器一覧」に定める機器。

- 1) エアヒータ
- 2) 車載バッテリー式冷房装置

※車両1台にエアヒータと車載バッテリー式冷房装置の両方を導入(装着)した場合、補助対象となるのは、いずれかの機器1台分のみとする。

4. 補助予定台数

15台(予定)

※1事業者につき合わせて機器5台まで。(補助数制限)

5. 補助金額

- 1) エアヒータ 60,000円(上限)
- 2) 車載バッテリー式冷房装置 60,000円(上限)

※いずれの機器も購入価格の金額(税別)の2分の1以内の額(千円未満切り捨て)または上限額のいずれか少ない額。

6. 申請受付期間

令和8年6月1日から令和9年2月26日まで(必着)

※但し、上記期間内であっても予算枠に達した場合は、その時点までとする。

7. 提出書類

- ①「令和8年度エアヒータ・車載バッテリー式冷房装置導入補助金交付申請書(兼請求書)」
(様式1)
- ②「エアヒータ・車載バッテリー式冷房装置 車両別請求内訳」(別紙)
- ③自動車検査証記録事項証明書(写)

※令和5年1月4日以降の登録から、自動車検査証の電子化に伴い、検査証閲覧アプリにより、ICタグに記録された情報の『自動車検査証記録事項』を出力（印刷）のうえ、添付（提出）すること。

(1) 購入時添付書類

④請求書（写）（機器名・型式・単価が明記されているもの）

⑤領収書（写）

※領収書の代わりに、支払者が申請者と、振込先が請求者と、それぞれ同一であることが確認できる、インターネットバンキング決済完了画面などの写しでも可。

⑥納品書（写）

(2) リース時添付書類

⑦リース契約書（写）（登録番号が明記されているもの）

⑧見積書（写）（機器名・型式・単価が明記されているもの）

⑨事業者への受領を確認できるもの

※借受証（写）、引渡書（写）、またはそれに相当する書類の写し

(3) 購入・リース共通添付書類

⑩誓約書（別紙）

9. 申請（請求）対象者

(1) 補助対象要件

以下の①～⑥の要件を全て満たし、⑦の導入（装着）方法の場合に限り、本補助事業の助成対象とする。

①別表「対象機器一覧」の掲載機器であること。

②令和8年4月1日～令和9年2月26日の期間内に導入（装着）し、支払いが完了していること。

③装着車両は、会員事業者が使用する「東京都内」が使用の本拠の会費対象の事業用貨物自動車であり、会費の未納が無いこと。

④過去に導入した種別の機器での補助を受けてない車両であること。

⑤昨年度（令和7年度）エアヒータ・車載バッテリー式冷房装置の補助を受けた車両について、導入（装着）から1年を経過していること

⑥補助を受けた後、一定期間内に廃車の予定が無いこと。

⑦エアヒータ、車載バッテリー式冷房装置の導入方法が購入、またはリース（割賦、レンタル、中古は対象外）であること。

(2) 補助台数制限

補助台数は1事業者につき合わせて機器5台までとする。また、車両1台にエアヒータと車載バッテリー式冷房装置の両方を導入（装着）した場合、補助対象となるのは、いずれかの機器1台分のみとする。

10. その他

(1) 地方公共団体等による補助があるときは、その額に応じて本補助金額を減額することがある。

(2) 本補助金受領後、退会若しくは、一定期間の間（別表「財産処分制限期間」参照）に省エネ対策用機器または導入（装着）した車両を処分（転売等）する場合は、東ト協にその内容

を報告しなければならない。

- (3) 本補助制度において、要綱で定める事項に違反若しくは、虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受け、返還を命じられた事業者については、原則として、当分の間、全日本トラック協会または東京都トラック協会が行う補助事業すべてに係る申請の受付、交付決定を行わないものとする。

1 1. 適用期日

本要領は、令和8年度事業に適用する。